

令和4年度 第3回農業委員会総会 (4.6.21)  
開 会 午後2時30分 小平市役所 3階 庁議室

議 長 ～ 開催に先立ち、事務局より1点報告があるとのことですので、報告をお願いします。

事 務 局 ～ 今回の総会におきまして、傍聴を希望される方が2名おります。  
なお、傍聴を希望される方は、ご自身の関係する、第3号議案9番の審議のみ傍聴を希望しております。  
つきましては、9番の審議の際、傍聴の許可につきまして、改めてご確認させていただきます。

議 長 ～ ただいまから、令和4年度・第3回農業委員会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 2番 中島委員、3番 深谷委員をお願いします。

**第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件**

議 長 ～ 1番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番  
現地案内図は、1ページ、1番です。  
(1番の説明) 調査の報告を12番宮寺委員からお願いいたします。

12番宮寺委員～ 6月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ブルーベリー等が作付けされているほか、綺麗に耕運されており、管理上問題ありません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

## 第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

---

議 長 ～ 2 番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 2 番

現地案内図は2ページ、2番です。

(2番の説明) 10番梅室委員から現地の説明をお願いいたします。

10番梅室委員～ 6月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、果菜類が作付けされており、生産・販売の状況も問題ありません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

## 第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

---

議 長 ～ 3 番 申 請 者

4 番 申 請 者

5 番 申 請 者

6 番 申 請 者

7 番 申 請 者

8 番 申 請 者

9 番 申 請 者

10 番 申 請 者

以上8件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 3番から10番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

6月15日の午前に12番宮寺委員と1番小野委員、午後に10番梅室委員と6番小林委員で調査を行いました。

3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

3番につきましては、10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 6月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、イチゴ、アスパラ、トマト、エダマメ、ジャガイモを作付けされており、管理上の問題はありません。

事務局～ 4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

4番につきましては、10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 6月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、数種類の野菜が露地で作付けされていました。畑の管理に問題はありません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

5番につきましては、10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 6月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、根域制限栽培で梨が作付けされているほか、カキやブドウも生産されていました。畑の管理に問題はありません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

6番につきましては、10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 6月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、イチジク、ブラックベリー、ラズベリー、フェイジョア、ポポー等が作付けされており、管理上の問題はありません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

7番につきましては、10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 6月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、栗や柿が植えられておりました。一部、下草の管理が行き届いていない部分が見受けられましたので、より一層の管理を促しましたが、全体的な畑の管理につきましては問題ありません。

事務局～ 8番  
現地案内図は、8ページ、8番です。  
8番につきましては、12番宮寺委員から調査結果の報告をお願いいたします。

12番宮寺委員～ 6月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ニンジン、キュウリ、サツマイモ等が作付けされており、下草もなく綺麗に管理されていました。

事務局～ 会長、冒頭でご報告した通り、9番の審議にあたり、傍聴を希望される方が2名おります。傍聴の許可につきましてご確認をお願いいたします。

議長～ みなさま、傍聴人の入室について御承認いただけますか？

全員～ 異議なし。

議長～ ありがとうございます。傍聴人の入室について御承認いただきましたため、傍聴人を御案内ください。

《傍聴人入室》

事務局～ 9番  
現地案内図は、9ページ、9番です。  
9番につきましては、12番宮寺委員から調査結果の報告をお願いいたします。

12番宮寺委員～ 6月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、自然農によって管理され、カブ、ダイコン、オクラ、ナス、ユズ、ブルーベリー等が作付けされておりました。生産状況に一部課題が見受けられますが、畑の管理は概ね良好であると思います。

議長～ 9番の審議につきましては以上となります。それでは傍聴人は退室をお願いいたします。

《傍聴人退室》

事務局～ 10番  
現地案内図は、10ページ、10番です。  
10番につきましては、10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 6月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、数種類の植木が生産されており、畑の管理に問題はありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上 8 件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

議 長 ～ 以上が今月の議案でございます。  
次に、5 月 1 1 日から 6 月 1 0 日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

## 専決処理規程による会長専決の報告について

### 第 1 号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第 5 条)

議 長 ～

1 1 番	譲受人 譲渡人
1 2 番	譲受人 譲渡人
1 3 番	譲受人 譲渡人
1 4 番	譲受人 譲渡人
1 5 番	譲受人 譲渡人
1 6 番	譲受人 譲渡人
1 7 番	譲受人 譲渡人

以上 7 件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 1 1 番  
現地案内図は 1 1 ページ、1 1 番です。  
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認・現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、過去に転用届けがあり、今回は再転用となるため理由書を添付させていただきました。

1 2 番  
現地案内図は 1 2 ページ、1 2 番です。  
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認は事務局で行い、現地調査につきまして 1 0 番梅室委員へお願いいたしましたところ、現況は畑と報告いただきました。

13番

現地案内図は13ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認・現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

14番

現地案内図は14ページ、14番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認・現地調査につきまして、事務局で行い、現況は公衆用道路と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

15番 花小金井三丁目78-3 1,982㎡

現地案内図は15ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認は事務局で行い、現地調査につきまして3番深谷委員へお願いいたしましたところ、現況は一部畑・一部駐車場と報告いただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

16番17番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

16番

17番

現地案内図は16ページ、16番17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認は事務局で行い、現地調査につきまして9番加藤委員へお願いいたしましたところ、現況は畑と報告いただきました。

以上7件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を5月25日、6月3日6月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、調査担当委員から何か付け加えることはございませんか。

担当委員～ な し

議 長～ それでは、他にご意見等はございませんか。

全 員～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う 5 条転用の報告を終わります。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。